

議案第 5 号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和 2 年 1 0 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の期末手当の支給率の引下げを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）、君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 1 年君津市条例第 2 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

第15条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項

の次に次の2項を加える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

第15条に次の1項を加える。

5 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第15条第1項」と読み替えるものとする。

第21条第2項第1号中「同表」を「特殊勤務手当条例別表」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

第26条第1項を次のように改める。

第15条第1項から第3項までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含み、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。第3項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員

との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第26条に次の1項を加える。

- 3 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第26条第1項において読み替えて準用する同条例第15条第1項」と読み替えるものとする。

附則第2項中「。以下「改正法」という。」を削る。

第6条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第15条第1項又は第26条第1項において準用する場合を含む。）」を「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第15条第1項（同条例第26条第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (期末手当)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 省略</p>
<p>第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (期末手当)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 省略</p>

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任

期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第5条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 例

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。）であって、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 給与条例第21条第1項、第2項及び第4項、第21条の2並びに第21条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例	以下この条から第21条の3	会計年度任用職員の給与及び
第21条	まで	費用弁償に関する条例（令和
第1項		元年君津市条例第21号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第15条において読み替えて準用する一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下この条に

		において「給与条例」という。)第21条から第21条の3まで
	次条及び第21条の3	会計年度給与条例第15条において読み替えて準用する給与条例第21条の2及び第21条の3
	第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員	規則で定める職員
給与条例第21条第4項	給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当	給料の月額及びこれに対する地域手当
給与条例第21条の2第1項	前条第1項	会計年度給与条例第15条において読み替えて準用する給与条例第21条第1項
給与条例第21条の2第1項第4号	次条第1項	会計年度給与条例第15条において読み替えて準用する給与条例第21条の3第1項

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3 箇月以上5 箇月未満 1 0 0 分の6 0

(4) 3 箇月未満 1 0 0 分の3 0

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前3 項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して期末手当を支給することができる。

5 給与条例第2 1 条の2 及び第2 1 条の3 の規定は、任期の定めが6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第2 1 条の2 中「前条第1 項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第2 1 号）第1 5 条第1 項」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬）

第2 1 条 省略

2 特殊勤務手当条例の規定は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類及び額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法について準用する。この場合において、当該報酬の額は、特殊勤務手当条例別表に定める次の各号に掲げる単位の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額 特殊勤務手当条例別表支給額の欄に掲げる額（以下この項において「支給額」という。）を2 1 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1 日当たりの勤務時間を7. 7 5 で除して得た数を乗じて得た額（その額に1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。次号におい

2 前項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して期末手当を支給することができる。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬）

第2 1 条 省略

2 特殊勤務手当条例の規定は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類及び額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法について準用する。この場合において、当該報酬の額は、特殊勤務手当条例別表に定める次の各号に掲げる単位の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額 同表支給額の欄に掲げる額（以下_____「支給額」という。）を2 1 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1 日当たりの勤務時間を7. 7 5 で除して得た数を乗じて得た額（その額に1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。次号におい

て同じ。)

(2) ～(3) 省略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第26条 第15条第1項から第3項までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含み、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。第3項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

て同じ。)

(2) ～(3) 省略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第26条 給与条例第21条第1項、第2項及び第4項、第21条の2並びに第21条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含み、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第21条 第1項	以下この条から第21条の3	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第26条において読み替えて準用する一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下この条において「給与条例」という。）第21条から第21条の3
	次条及び第21条の3	会計年度給与条例第26条において読み替えて準用する第21条の2及び第21条の3
	第26条第6項の規定の適用	規則で定める職員

2 省略

3 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第26条第1項において読み替えて準用する同条例第15条第1項」と読み替えるものとする。

	を受ける職員及び規則で定める職員	
給与条例第21条第4項	それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額	それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額
給与条例第21条の2第1項	前条第1項	会計年度給与条例第26条において読み替えて準用する給与条例第21条第1項
給与条例第21条の2第1項第4号	次条第1項	会計年度給与条例第26条において読み替えて準用する給与条例第21条の3第1項

2 省略

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号_____）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第17条第1項の規定により任用された非常勤職員（旧法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は旧法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員で施行日において引き続き会計年度任用職員（施行日前の職種と同一の職種の者に限る。）として任用されたもの（次項において「継続会計年度任用職員」という。）の受ける給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これらに相当する報酬。以下この項において同じ。）の月の合計額が、施行日の属する月の前月の月の1日から末日までを計算期間とする例月の賃金（通勤に係る賃金を除く。）の例により計算して得た額に達しないこととなるものには、令和5年3月31日までの間（引き続き同一の職種に任用される間に限る。次項において同じ。）、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のほか、その差額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員にあっては、給料に相当する報酬）として支給する。

第6条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第17条第1項の規定により任用された非常勤職員（旧法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は旧法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員で施行日において引き続き会計年度任用職員（施行日前の職種と同一の職種の者に限る。）として任用されたもの（次項において「継続会計年度任用職員」という。）の受ける給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これらに相当する報酬。以下この項において同じ。）の月の合計額が、施行日の属する月の前月の月の1日から末日までを計算期間とする例月の賃金（通勤に係る賃金を除く。）の例により計算して得た額に達しないこととなるものには、令和5年3月31日までの間（引き続き同一の職種に任用される間に限る。次項において同じ。）、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のほか、その差額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員にあっては、給料に相当する報酬）として支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 前項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～4 省略

*附則第2項関係 職員の育児休業等に関する条例

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下「給与条例」という。）第21条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第15条第1項（同条例第26条第1項において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、任命権者が定める者を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 省略

2 前項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～4 省略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下「給与条例」という。）第21条第1項（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第15条第1項又は第26条第1項において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、任命権者が定める者を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 省略